

経営革新計画 支援事業補助金

認定された「経営革新計画」に沿った事業に

取り組む事業者を支援します

(※過去に認定された計画であっても、令和7年度に実施する事業は対象になります。)

補助額

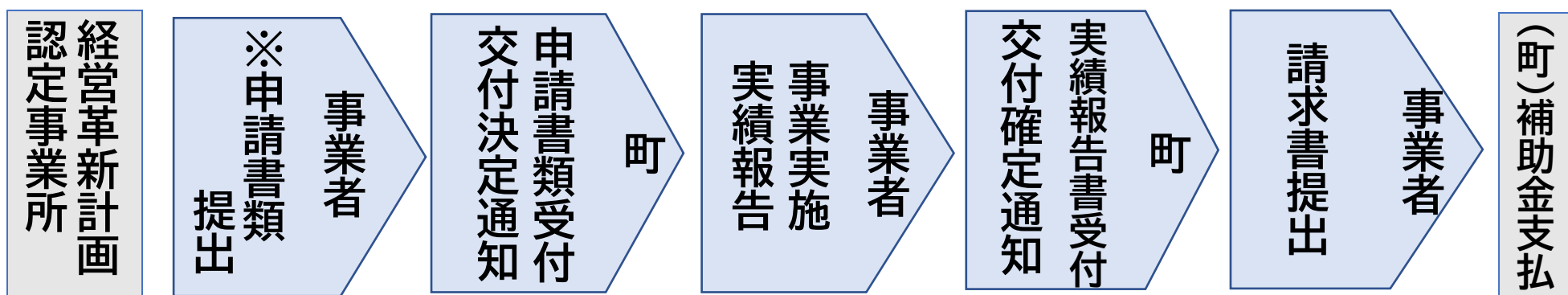
最大**50**万円(補助対象経費の2分の1以内)

対象者

町内に事業所を有し、「中小企業等経営強化法」により、静岡県の承認を受けた経営革新計画に沿った事業を行うもの

対象期間

令和8年3月31日(火)までに事業が完了し、実績報告を提出ができる事業



※事業に取り組む前に申請が必要です。ご相談ください。

※申請書類

- 1)経営革新計画新事業補助金交付申請書(様式1)
- 2)誓約書兼町税等納付状況確認書(様式2)
- 3)事業計画書(様式3)
- 4)収支予算書(様式4)
- 5)見積書等
- 6)経営革新計画承認書(写し)
- 7)経営革新計画別表1から4(写し)

清水町 産業観光課 産業振興係

〒411-8650 清水町堂庭210番地の1 ☎055-981-8239

自社の強みを
活かして、
新たなサービス
を始めたい

新商品の
開発で
他社と
差別化を図りたい

コロナ禍で
販路が減少
新たな顧客開拓に
チャレンジしたい

思いを計画に！
踏み出す
一步を
応援します

課題解決で
業績の
アップを
目指したい

新たな
機械設備等の
導入で**生産性の**
向上を図りたい

経営革新計画とは？

自社の現状把握を通じ、強みの再発見や課題等を見極め、様々な経営環境の変化にも対応可能な会社となるために、社会状況やニーズに合わせた「革新的な事業活動や経営スタイルの将来像」を計画にすること。また、国・県からその計画の承認を受けることで、会社の認知度・信用度の向上につながる。技術力・開発力の向上や目標が見える化し、社内での意識共有ができる。

＜計画の相談は、清水町商工会等の認定支援機関にご相談ください＞

※申請に必要な書類は、清水町ホームページからダウンロードできます。

清水町ホームページURL

<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/chiiki/chiiki00291.html>

